

寄附金における所得税及び住民税の控除について

当後援会に寄附をした場合、寄附金に対して所得税及び住民税の控除が適用されます。控除額の概要、還付手続き及び還付は次のとおりです。

1. 控除額の概要

1) 所得税

所得税の控除には「所得控除」と「税額控除」があり、どちらかが適用できます。

a) 所得控除（寄附金の10%弱が控除）

特徴： 所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方に効果が大きい。

算出方法：

$$\text{①当初の税額} = (\text{収入額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}$$

$$\text{②控除後の税額} = (\text{収入額} - (\text{所得控除額} + \text{寄附金額} - 2,000 \text{円})) \times \text{税率}$$

$$\text{③控除額} = \text{①当初の税額} - \text{②控除後の税額}$$

※算出時の年間の寄附金額は「同年の総所得金額等の40%」が限度額です。

b) 税額控除（寄附金の40%弱が控除）

特徴： 税額を算出した後に、税率に関係なく寄附金の40%を控除するため、小口の寄附者の方に効果が大きい。

算出方法：

$$\text{①控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

※算出時の年間の寄附金額は「同年の総所得金額等の40%」が限度額です。

※控除額は「その年の所得税額の25%」が限度額です。

■年収500万円の世帯における控除額の目安

区分	1万円の寄附	5万円の寄附	10万円の寄附
所得控除	800円	4,800円	9,800円
税額控除	3,200円	19,200円	39,200円

※控除額は個人の所得額により異なります。※復興特別所得税を除きます。

2) 住民税

当後援会の主たる事務室が東京都国立市であることから、東京都民に限定された住民税の控除が適用されます。

住民税の控除の概要は次のとおりです。

東京都民の場合（都民税分）

$$(\text{寄附金額} (\text{総所得金額等の30\%が上限}) - 2,000 \text{円}) \times 4\%$$

国立市民の場合（都民税分+区市町村民税分）

$$(\text{寄附金額} (\text{総所得金額等の30\%が上限}) - 2,000 \text{円}) \times 10\%$$

2. 還付手続き

所得税及び住民税の控除の還付手続きは、確定申告で行います。
確定申告書への記載は次の2箇所です。

1) 所得税分

- ・ 所得控除の場合

「所得から差し引かれる金額」欄の「寄附金控除」欄に、
寄附金額－2,000円

の金額を記載

- ・ 税額控除の場合

「税金の計算」欄の「政党等寄附金等特別控除」欄に、
(寄附金額－2,000円) × 0.4

の金額を記載

2) 住民税分

- ・ 東京都民の場合

「住民税」欄の「条例指定分」の「都道府県」欄に寄附金額を記載

- ・ 国立市民の場合

「住民税欄」の「条例指定分」の「都道府県」欄と「市区町村」欄の両方に
寄附金額を記載

※ 税務署に、確定申告書を提出する場合、必ず、同封した次の書類を添付してください。

領収書、認定書、税額控除に係る証明書

※ 国税庁のホームページを利用して確定申告を行う場合は、寄附金額に応じて、「所得控除」と「税額控除」のどちらか有利な方が自動的に適用されます。

3. 還付

所得税及び住民税の還付は次のとおり行われます。

所得税分

確定申告の際に指定した金融機関の口座に自動的に振り込まれる。

住民税分

- 1) 確定申告した内容は、寄附者が居住している市区町村等に送付される。
- 2) 市区町村等は、寄附者の寄附金額に応じた税額控除分を、次年度の住民税から控除し、寄附者に住民税の請求を行います。

以 上